

官報

号外 昭和三十八年五月三十一日

○第四十三回 衆議院會議録 第二十八号(その一)

昭和三十八年五月三十一日(金曜日)

議事日程 第二十六号

昭和三十八年五月三十一日

午後二時開議

第一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十七年度一般会計予備費使用
総調書(その一)
昭和三十七年度特別会計予備費使用
総調書(その一)
昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用
総調書(その一)
(承諾を求めるの件)

第二 国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)

第四 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 日本放送協會昭和三十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○本日の會議に付した案件

埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する緊急質問(荒松清十郎君提出)

埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する緊急質問(高田富之君提出)

河川法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四十分開議
○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する緊急質問(荒松清十郎君提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、荒松清十郎君提出、埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する緊急質問、及び高田富之君提出、埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

まず、荒松清十郎君提出、埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する緊急質問を許可いたします。荒松清十郎君。

○荒松清十郎君 私は、自由民主党を代表して、今次埼玉、群馬、栃木、栃木県を襲った旋風、雷雨を伴う暴ひょう

の災害対策について、政府に対し質問を行なうものでございます。(拍手)
去る五月二十二日午後四時、突如として埼玉、群馬、栃木、栃木県を中心とする東北部地帯、群馬県においては新田郡を中心とした東毛地帯及び栃木県中南部地帯が大災害をこうむり、この被災農業者等は物心両面に深刻なる打撃を受け、ほろ然自失の状態にあると申し上げても過言ではありません。

これらの各県の調査するところによりますと、死者八名、重傷者百八十二名の人的被害をはじめとして、全壊・半壊住家七百七戸、非住家の被害は千五百八十八戸であり、なお、農作物の被害は、麦類の被害面積といしまして二万六千六百七ヘクタール、大麻九百五十七ヘクタール、蔬菜二千六百六十三ヘクタール、果樹百二十一ヘクタール、桑畑千九百六十五ヘクタール、苗しろその他百二十九ヘクタール、合計実に三万二千九百四十七ヘクタールの農作物に壊滅的な打撃を与え、これらの農作物の被害総額は、実に概算三十一億五千万円余にのぼり、農業用施設では畜舎、農舎、畜舎、ビニールハウス等に多大の被害を受けております。今後の調査によつてさらにこの被害は増大されるものと推定されるのであります。

また、被害地は、埼玉、群馬両県ともに養蚕地帯でありまして、桑園に大打撃を与えたために、繭約七百トンの減収を見る見込みでございます。繭価の好況を反映しております最近において、桑園の手入れに、肥料の増施に、飼育面に懸命の努力を傾け、大増産に期待をかけておりましたやさきに唯一の現金収入の源を断たれ、その経済

的、精神的な打撃は想像に絶するものがあります。上級を目前に控えた四眠中の蚕を涙ながらに打ち捨て、あるいは川に流すというような悲惨な実情であるのでございます。

このたびのこのような被害は、八十歳をこえる老人もかつて経験したことのない未曾有の被害でありまして、しかも地域的には局部的ではありませんが、その深度は非常に激甚であるのであります。

このような被害の実情にかんがみ、政府におかれては、すみやかに災害対策を講立せられ、農業再生産及び被災住宅等の災害復旧にあたられたいと申し伸べるのが目下の緊要事であると思つてございまして。(拍手)しかるに、県及び被害市町村は多数の被害者をかかえ、その上に財政的にも非常な困難であるため、政府は、すみやかに民生を安定し、被害者の生産意欲を高揚し、将来に希望を持たせて復旧に専心できるような万全の対策を講ずべきであると思つてございまして、これに對しいかなる方策を講ぜんとするか、政府の所信をお伺いしたいと存する次第でござい

昭和三十八年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その一) 埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する緊急質問

昭和三十一年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その二) 埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に關する荒松清十郎君の緊急質問

に災害のはなはだしい地域には同法の規定する激甚地指定を行ない、最低利率の資金融資を行なうべきであると信じています。この点農林大臣はいかにお考えか、明確な御答弁をお願いしたいのでございます。(拍手)

また、農林漁業金融公庫の融資、あるいは自作農維持創設資金のワケも当然増額すべきであると思いますが、この点もいかに考えておられますか、重ねて御答弁願いたいと思います。

特に今回の被災地は、大東京への野菜の供給地である關係上、その急速な復旧のためにも特別な措置を考へべきであると思いますが、この措置に對しまして、農林大臣はいかに考へを持っておるか、この点もお尋ねしたいのでございます。

なお、農業協同組合は農家に對し肥料等の貸し付けを行なっており、これを農作物の収穫によつて回収しておるが、収穫無のため回収は不可能となり、その上に他の農家も大小にかかわらず被害をこうむつておるために、まずまず農協から預金を引き出す傾向にあることを考へるときに、農協の経営等につきましては特段の御配慮を農林大臣に願わなければならぬと思ひますが、これらにつきましても御見解を承りたいと思ひます。

次に、厚生大臣にお尋ねをいたしますが、被災者の中には、現金収入の道を断たれて、今後生活の困窮を來たし、暮らしの立たないような者が就出すると思ひますが、これに對し厚生大臣はいかに救済措置を講ずる用意を持っておるか承りたいのでございます。次に建設大臣にお伺ひいたしますが、倒壊家屋等の災害に對し第二種公営住宅

の建設及び住宅金融公庫資金等の簡易迅速な貸し出し等を行なう必要があると思ひますが、河野建設大臣は、この住宅問題に對処して、すみやかにこれの復旧をはかるためにいかにお考えをお持ちか、あるいは第二種公営住宅の建設等にも、あるいは住宅金融公庫資金等にも、いかに迅速果敢な救済方法を講ずるか、お伺ひしたいと思ひますのでございます。(拍手)

さらに自治大臣及び大蔵大臣にお伺ひいたしますが、被災市町村は災害によつて歳入は減少し、支出の増加は免れないところでございます。そこで財政は非常に窮乏すると思ひますが、これに對し、普通交付税の繰り上げ交付はもちろんです、特別交付税交付金の増額、つなぎ融資等の措置が必要であると思ひますが、自治省及び大蔵省はどのような措置を講ずるとするか、この点もお伺ひしたいのでございます。以上をもつて、質問を終わりたいと思ひますが、私はここに、自衛隊の災害地に出動せられたことに對しまして心からの感謝を申し上げたいと思ひ次第でございます。

今回の三県下の旋風、雷雨を伴う豪ひょうに際しましては、自衛隊はいち早く延べ人員千六百七十名を出動され、災害復旧に即効的な貢献をされたのであります。(拍手)また、先般の全国的な豪雪害に對しましては、実に延べ人員三万七千二百名という多数の出動を見、除雪その他の災害対策に決定的な役割りを果たしたのでございます。(拍手)これは關係地方民の絶大な感謝を受けていたことは周知のとおりでございます。

私は、自衛隊が災害復旧と民生の安定に寄与した大なる功績に對し、國民の諸君とともに重ねて感謝の意を表し、政府におかれましては、自衛隊諸君の勞に對し十分報いられるよう配慮をお願いしたいと思ひます。以上をもつて、私の質問を終わりたいと思ひ次第でございます。(拍手)

〔國務大臣重政誠之君登壇〕

○國務大臣(重政誠之君) 御質問の第一点は、天災融資法の適用についてであつたと思ひますが、ただいま統計調査部におきまして災害の調査を實行しております。来月の初旬にはその結果がまとまると思ひのでありますが、その結果によりまして天災融資法の適用につきましては善処をいたしたいと思ひます。また、次第であります。

なお、自作農維持資金につきましてもそのワケの拡大をはかるべきであるという御質疑でございますが、これは統計調査部の災害調査を待ちまして、天災融資法の運用とも相まちましてそのワケをできるだけ広げてまいりたい、こつこつに考へておる次第であります。さらに、農業協同組合等の肥料代金あるいは貸し付け金等が災害によりまして支払ひあるいは償還が困難になる事情がある、これに對してはどうするかという御質疑でございますが、これは災害の状況によりまして、償還の期間を延期するとか、あるいは肥料代金の支払ひの時期を延期するとか、その他融資、貸し付け条件の緩和等について、それぞれ、農林中央金庫でありますとか、あるいは關係の信連等に要請を

いたして、善処をいたすつもりである次第であります。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 荒松さんに答へたいと思ひます。

天災融資法の問題、激甚災の指定の問題等につきましては、農林大臣からお答へがございましたが、いずれにいたしましても、降ひより、突風の災害につきましても、これが復旧に遺憾なき処置をとつてまいりたいと思ひます。

地方公共団体の問題について、特別交付税の繰り上げ支給等を考へることができないかというところでございしますが、御承知のとおり、法律によりまして、三十八年度の特別交付税は三十九年二月になつてこれを決定することになつておるわけでございします。しかし、六月には普通交付税の繰り上げ概算交付も考へておりまして、地方公共団体の財政に支障のないように格段の措置をとつてまいります予定でございます。

公共事業の災害の問題につきましても、現在調査中でございますが、災害量が判明いたしましたら、予備費の支出等をもつて処置してまいりたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣河野一郎君登壇〕

○國務大臣(河野一郎君) 公営住宅をすみやかにというお話でございますが、地元から御要請がございせんので、このほうは考慮いたしております。

次に、住宅金融公庫の貸し付けを急げということでございますが、これは災害特別貸し付けをもつて地元の御相談に應じておる次第でございます。な

お、緊急を要するものにつきました。は、本年度から決定いたしました住宅の改修融資という制度をつくつておりますので、この改修融資の制度によつて緊急におこたえ申し上げたいと思ひておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣西村英一君登壇〕

○國務大臣(西村英一君) 罹災者の方にはまことに御同情にたえないものでございします。罹災者の救済につきましては、第一的には、今回の最もひどかつた群馬県の尾島町には災害救助法を適用いたしております。災害救助法によつて応急的な救済はいたしておりますが、さらに、今後の自力更生につきますのは、本年度は世帯更生資金も昨年度よりは相当大幅に増額されております。また、母子世帯資金等の貸し付けの活用によりまして、なるべく生活保護者を出さないように注意をいたしたいと思ひます。しかし、なおかつ不幸な方々がございしましたならば、生活保護法で十分な救済をしたい、かように考へておる次第でございます。

(拍手)

〔國務大臣篠田弘作君登壇〕

○國務大臣(篠田弘作君) 去る五月二十二日、群馬、埼玉、栃木三県に発生をいたしました突風及び降ひによる人家並びに農作物に對する被害に伴ひまして、地方公共団体の災害諸対策及び災害復旧費等につきまして、地方団体の財政需要の増高につきましては、国庫補助金のほか、適債事業につきましては、地方債の発行を認め、また、状況に應じては、特別交付税の増額配分を考慮してまいりたいと思ひます。とりあへずの問題をいたしまして、六月三

日に、群馬県に對しまして、二十六億七千五百万円、埼玉県に對しまして、二十四億一千八百万円、栃木県に對しまして、二十四億五千四百萬円の地方交付税の概算交付をいたすことに決定をいたしております。(拍手)

埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に関する緊急質問(高田富之君提出)

○議長(清瀬一郎君) 次に、高田富之君提出、埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に関する緊急質問を許可いたします。高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 私は、日本社会党を代表して、このたび埼玉、群馬、栃木の三県下を襲った突風、降ひょう災害に關しまして、政府にその対策をただしたいと思ふのであります。(拍手)

この際、災害をこうむった皆さんに對して深く御同情を申し上げますとともに、特にとうとうと生命を奪われた方々と、その御遺族に對し、衷心より弔意を表するものであります。(拍手)

さて、今次の災害は、例年見られます台風災害などとはいささか趣を異にするものであります。なるほど、関係地域の広さとか、損害金額などの外見だけからすれば、全国的な視野から見て、必ずしもさほど大きいものとは言ひ得ないかもしれませんが、それは、その激烈凄惨な様相は全く前古未會有の異常災害と申すべきものであったのであります。

去る五月二十二日午後四時三十分、突如として埼玉県北部の山ろく地帯に異様な黒雲が発生すると同時に、ものすごい旋風が巻き起こり、これがすさ

ましい雷鳴と豪雨を呼びまして、次いで鶏卵大の降ひょうを伴い、最大風速五、六十メートルの暴風と一体となつて荒れ狂つたのであります。そのため、幅約二キロないし四キロの帯状の通過地帯は、わずか二、三十分という、まさに瞬時にして豊かな緑野は一変してむざんな荒野と化し去つたのであります。その惨状はとうてい筆舌に尽くしがたいものであります。

現在までに判明した被害は、農作物だけで三十億円余り、死者八、負傷二百四十、建物の被害は、軽微なものをも含めれば、七千四百棟に及んでおります。この被害地域は、埼玉県におきましては、深谷ネギ、埼玉イチゴなどで知られている東京近郊の最も重要な蔬菜の特産地であり、また、群馬、埼玉両県のこの地域は、わが国最大の養蚕地帯であります。なお、栃木県においては、これまで麻、すなわち大麻の特産地でもありまして、いずれもわが国国民経済の上に特有の重要な地位を占める地域でありますことを特に指摘いたしたいと思います。

申すまでもなく、国家は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することは災害対策基本法に明記されているとおりであります。もとよりこの種特殊災害にあつては、人力をもつて予防措置を講ずることは全く不可能なことでありまして、問題は、事後における罹災者の救済復興に万遺憾なきを期する以外にないこととなりますが、まずもつて、今次災害対策に取り組む政府の基本的態度と方針を、總理から罹災者国民の前に明らかにされたいと思ふのであります。

さて、今次災害が主として農業災害でありますので、最初農林大臣に對策の要点についてお尋ねをいたします。ここであらためて申すまでもありませんが、近年農業は一般的にますます苦境に追い詰められ、窮迫の末、農業に希望を失つて離農する者が多く、今日全国農家のおよそ七割五分が兼業農家となつておる状況にあります。このたびの災害地域は今日なお比較的専業農家の多い地域でありまして、蔬菜、養蚕、果樹、酪農、麻、たばこ、米麦など、商品性の高い農作物の効率的な経営によつて、一家の総力を傾けて、新しい農業への希望を持って努力を続けておる典型的な農業地帯であります。中でも蔬菜地帯におきましては、見渡す限りみことばニール畑となつておりましたが、これには少なくとも反当十萬円以上の資材費を投じ、給水に、温度調節に、物心ともに文字どおり全精魂を傾けて、ひたすら生育を待つていたのであります。果樹、麻、麦、いすれも収穫期直前の災害でありまして、特に上簇期を間近に控えた蚕をあるいは川に流し、あるいは土中に埋める農民の心情はまことに察するにあまりあるものであります。あらゆる農作物が一瞬にして収穫皆無となつたその打撃は、単に物質的に甚大であつたばかりでなく、農業への夢と希望を打ち砕かれた精神的打撃もまた重大であると思ふべきではありません。数日間ほろ然自失、なすところを知らなかつた農民は、すでに、私の耳に聞こえるところによりますれば、農地の売却が始まつておる模様であります。これら物心両面の深刻な打撃を受けた災害地農民諸君をして再び再起復興の熱意を取り戻させることができるかどうか、これは単に

災害地農民だけの問題ではなく、やがて日本農業と農民の運命に通ずる問題として、政府施策のいかんを全国農民が厳に見守つておるのであります。

(拍手)

そこで第一に要望したいことは、被災農民に主食、特に収穫皆無となつた麦の特配を行なうことであり。かつて食糧不足の時代に強権供出をもつて食糧難に対処した過去を再び想起して、この際、私は、少なくとも一戸三俵程度の麦の無償配給を即時実施するよう要請するものであります。が、農相の意見を承りたいのであります。(拍手)

第二は、低利、長期の営農資金のすみやかなる融資であります。この点については、天災融資法の適用すら、今日なお正式に決定を見ていないといふことは、はなはだしい政府の怠慢でありまして、直ちにこの制度を適用していただくのであります。(拍手)

この点につきましては、農相と、特に蔵相からも、両大臣からはつきりとした御言明を願ひたいのであります。次に、自作農維持資金の貸し出しワケの大幅な拡大をはからなければなりません。これはもちろんです。また、すでに自創資金、近代化資金その他の融資を受けておる者に対しては、この際少なくとも二カ年間程度の償還延期の措置をとっていただくのであります。

なお、系統資金の利用に遺憾なからしめるために、単位農協の資金手当てなどについて、関係団体と緊密に連絡をとつて、指導、援助を強力に実施していただきたいと思ひます。

第三は、各種補助金のすみやかにして十分なる支出を要請したいこと

であります。すなわち、種、苗、農薬、肥料などの購入費並びにビニールハウスその他すべての営農諸施設の補修費であります。政府は、近ごろ補助金制度から融資制度に切りかえる方針をとつておられますが、災害に際しては、貸すならはいけれども補助はしないというよう無慈悲な態度は、この際絶対にとおりにならないよう願ひたいのであります。(拍手)

私は、この際、補助金について特に要望したいことがあります。それは、農業災害補償制度の適用をいまだ得られない蔬菜、果樹、大麻などについては、反当幾らという適当額の災害補償金を出してほしいことであり。農林大臣は、それは無理だとおっしゃいます。しかし私は、無理ではない、当然だと考へるのであります。特に促成栽培の蔬菜作のときは、反当十萬から二十萬の経費をかけた高級作物であつて、特に政府が奨励する成長農産物の花形であります。大体政府は、選択的拡大など称しまして、畜産、果樹、蔬菜などの奨励をしておりますけれども、価格の保証もせず、災害の補償もしないのでは、あまりにも無責任に過ぎるのではないでしうか。

(拍手)政府は、これを奨励した責任において、また、農業共済制度のさらに進んだ抜本改正までの経過措置という意味においても、少なくとも反当一、二萬円程度の補償金をこの際支払うことが至当であると考へますが、農相の御所見を承りたいのであります。

(拍手)もちろん、共済制度の適用のある表や養蚕などにつきましては、すみやかに概算払いを行なつていただきたいのであります。

昭和三十一年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その一) 埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう害に関する高田富之君の緊急質問

八一四

次に、住宅復旧についても、同様に長期低利融資並びに補助金等によつてすみやかな復旧ができませんよう、万全の対策をとられたいのであります。この点につきましては建設大臣の御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

罹災農民の多くは、当分の間、全くの無収入状態が続くと考えられますので、これが対策として、第一に、所得税並びに地方税の減免、第二に、救済土木事業を起すこと、第三に、生活保護法の弾力的な適用、世帯更生資金の貸し付けワクの拡大などがぜひとも必要と考えられます。また、地方自治体が適切な復興対策をどうし進めていくことのできますように、つなぎ融資、起債、また、すべての災害復興関係費の完全な補てんのための特別交付税の交付については特段の配慮と明確な方針をお示し願ひたいのであります。これらの諸対策につきましては、大蔵、自治、厚生各大臣の御答弁をお願いいたします。

最後に、災害対策の完全なる実施を期するためにも、この際すみやかに補正予算を編成し、財政的裏づけに万遺憾なきを期する必要があると思ひますが、蔵相の御見解を承りたいと思ひます。

以上申し述べましたことは、当面緊急を要する罹災者の切なる要望でありますので、懇切、詳細なる御答弁を特にお願ひいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣重政蔵之君登壇〕

○国務大臣(重政蔵之君) お答えを申し上げます。

質疑の第一点は、激甚災害をこうむられた方々に麦の特配を無償でやつたらどうかという御質疑であります。現在の農林省の所管になっております食糧管理法は、ただいまお述べになりましたような無償で配給をするというところは、法律上困難であるかと思うのであります。いずれにいたしましても、県から現在報告のありますのは、農業関係で約三十億でございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、目下統計調査部において災害の調査をいたしております。その結果を待つて検討をいたしたいと思ひます。

第二の御質疑は、営農資金の融資について万全を期するようという御質疑でございます。その第一点は、天災融資法の適用についてであります。これは先ほど荒松議員に御答弁をいたしましたとおり、災害の調査を待ちまして、検討の上善処をいたしたいと考えております。

それから、第二の自作農維持資金のワクの拡大をはかるべきであるという点でございますが、これも天災融資法の適用等とも見合ひまして、そのワクをできるだけ拡大をいたしたいと考えております。

さらに、現在まですでに被災農家が借り受けております融資についての条件の緩和をはかるべきではないかという御質疑であります。これは災害の実情に応じまして融資条件の緩和をはかりたい、償還の延期等の条件緩和をはかりたい、こういうふうに考えております。

さらに農協からの融資についても考へるべきではないかということでありますが、これは先ほどお答え申し上げます。

げましたとおり、すでに農林中金、信連、単位農協等にそれぞれの手を打ちまして、同様に、償還の延期、その他の条件緩和をいたすように指示もいたしてあり、さらにまたつなぎ融資等につきましても、中金の資金を出しまして万全を期するようにならしてあります。

それから第三の補助金の問題でございますが、これは御質疑のうちにもありましたとおり、種苗でありますとか、あるいは農薬でありますとか、肥料というようなものにつきましては、往年は補助金を出したこともあるのであります。この数年は、こういう補助金はできるだけやめまして、低利融資の方向でやるという方針になっておることを御承知願ひたいと思ひます。

第四の農業共済の制度の対象となつております麦あるいは養蚕というふうなものについて、共済金の仮払いをしたらどうかということでありますが、それはそのように考えております。必要に應じまして、再保険金の概算払いを政府はいたす所存でございます。

さらに、麦、養蚕等のごく共済の対象になつておらない野菜等については補償金を支払ひ、共済に加入してあると同様に取り扱ひをしたらどうかという御意見であります。これはちよつとそう簡単には参らないと思ひのであります。ただ、農業共済の制度は、今後におきまして新しい農政の方向、農業近代化に即して新しいその対象の作物等も拡大をしてまいりたい、そういう調査もいたして、その制度の拡充をいたしたいということを考へておるわけであります。

ビニールハウス等につきましては、これは、やはり融資の対象として考へたい、こういうふうに考へておる次第であります。(拍手)

○国務大臣(田中角榮君) 高田さんにお答えいたします。

第一は、災害復旧に対して補正予算を編成する必要があるかということでございますが、御承知のとおり年度当初でございますし、二百億円の予備費も三十八年度予算に計上せられておりますので、現在の段階において補正予算を組む必要はないと思ひます。

それから第二の問題につきましては、農業災害復旧のための制度融資のワクとか、予算に対して万全を期せたいということでございますが、農林大臣お答えをいたしたような基本的な線に沿つて、災害復旧に万全を期してまいらうと思ひます。なお、農林漁業金融公庫の資金等でもかなえないものにつきましては、他の費目から流用いたしましては、他の費目から流用もつて十分まかなえると思ひます。

第三は、特別交付税の問題でございますが、特別交付税の問題について先ほど荒松議員にお答えをいたしたとおりでございます。これは地方公共団体の財源処置につきましては、普通交付税の繰り上げ等によつて十分考慮してまいりたいと思ひます。

第四点は、罹災者に対する税制上の問題でございます。御承知のとおり、所得税の制度の中に、救済措置として、所得税の軽減、減税措置として、軽減または免除、それから徴収猶予というような制度がございますので、これらを活用しまして、罹災者

の皆さんに迷惑がかかることがないように十分な処置をいたしたいと考えております。

第五点は、天災融資法の問題でございます。この問題については、農林大臣お答えしたとおりであります。五月二十八日現在の農業災害は三十億円という報告を受けております。御承知のとおり、過去における天災融資法の発動の基準は、農産物災害五十億円以上ということがおおむね基準になつておりますが、例外等もありまして、十分政府内部で意見をまとめ、期待に沿いたい、このように考へます。(拍手)

○国務大臣(河野一郎君) お答えをいたします。

先ほどお答えを申し上げたこととありますが、別にほかに御質問なかつたと思ひます。(拍手)

○国務大臣(篠田弘作君) 三県下に発生をいたしました突風及び降ひょうによる被害に伴う地方団体が行なう災害諸対策及び災害復旧費についての地方団体の財政的増高に伴う自治省の措置をいたしまして、起債、特交、あるいは地方交付税の概算払いという

ことにつきましては、先ほど荒松議員にお答えしたとおりであります。

高田議員から、この際地方税の減免及び徴収猶予を行なうべきであるという御意見であります。水害、冷害あるいは凍害等に対しまして、従来とも地方税の減免措置等につきまして、自治省から地方団体に対して通達をし、指導をしております。各地方団体におきまして、それぞれの状況に応じて、地方税法の定めるところに

よつて税の減免、徴収の猶予等の措置を講ずることにいたしておりますが、今回の災害につきましても、従来同様の措置を行なうことにいたす考えでございます。(拍手)

〔国務大臣(西村英一君) 答へいたします。〕

世帯更生資金のワクを罹災者のために拡大すべきだという御説でございますが、今年度は、実は世帯更生資金はだいたいふえまして八億円、昨年は六億でありましたが入億円、しこうして、ただいまのところ、各都道府県の申請に基づいて交付をいたしておるのでございまして、災害の被害の甚重な埼玉県、埼玉県はまだその申請がございせんが、ひとつ申請がございしたら、十分それに応ずるワクを持つておる次第でございます。

それから生活保護法の弾力的活用というお話がございましたが、これは基準を要するといふようなわけにもいきませんが、私のほうでも十分に調査をいたしまして、生活にほんとうに困っておる人はあまねくこの生活保護法を適用したい、かように考えておる次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもちまして緊急質問並びにこれに対する答弁を終りました。

河川法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定によりまして、内閣提出、河川法案の趣旨の説明を求めます。建設大臣河野一郎君。

〔国務大臣河野一郎君登壇〕

○国務大臣(河野一郎君) 河川法案の趣旨を御説明申し上げます。

現行河川法は、明治二十九年に制定され、その後部分的改正は数回行なわれましたが、根本的な改正はなく今日に至つてゐるのであります。しかるに、現行河川法制定後約七十年度の歳月が経過し、当時の社会経済情勢並びに国情を背景として制定された現行河川法については、今日においては、種々の面において検討を加え、整備、改善をはからなければならぬ点が多くなつてゐるのであります。

まず第一に、現行憲法の制定に伴い、国の行政及び地方制度に大幅な変革が加えられましたが、このために従来の制度を前提とした河川の管理制度について、また、国民の権利義務に関連する河川管理方式の近代化について法制上検討を加え、整備をはかる必要が生じてまいりました。

第二に、各水系における沿岸流域の開発に伴い、かつ、最近の災害発生状況にかんがみ、水系を一貫した全体計画に基づいて、財政負担の面も十分考慮しつつ、治水事業を計画的に実施する緊要性が一段と強くなつてまいりました。また、近時における産業の発展と人口の増加に伴い、各種用水の需要が著しく増大しておりますが、これらの需要を満たすためには各水系について広域的な見地に立ち、合理的な水の利用を確保する制度を確立し、水源の総合的な利用と開発をはかることが現下の急務として要請されてゐるのであります。そこで、国土の保全と開発に寄与するため、河川を水系ごとに一貫して総合的に管理する制度を確立することが必要となつてまいりました。

あります。

第三に、各河川には、治水利水の両面の要請から、また、近時における科学技術の発達に伴い、大規模なダムその他の施設が数多く建設されてきておりますが、現行法においてはこれらの施設の設置または管理に関する規定が必ずしも十分ではなく、その設置または管理の万全を期するため、所要の規定を整備する必要があるものであります。以上の諸要請にこたえ、現在の国情に最もよく適合した新しい河川管理制度を樹立することは、現下の急務でありますので、ここに現行河川法を全面的に改正することとしたのであります。

次に、この法律案の主要な点を御説明申し上げます。

第一に、河川管理の適正を期するため、河川管理制度について現行制度を次のように改めることとしたのであります。

まず、従来の適用河川、準用河川の制度を廃止して、河川を水系別に一級河川及び二級河川に区分し、一級河川は、国土保全上または国民経済上特に重要な水系について、河川審議会及び関係都道府県知事の意見を聞いた上、政令で指定し、二級河川は、一級河川以外の水系にかかる河川で公共の利害に重要な関係があるものについて、関係市町村長の意見を聞いた上、都道府県知事が指定することとしたのであります。

河川の管理につきましては、一級河川は建設大臣、二級河川は都道府県知事がそれぞれ管理することとし、河川管理の責任を明確にすることとしたのであります。なお、一級河川の管理につき

ましては、建設大臣は、一定の区間を定め、都道府県知事にその管理の一部を行なわせることとしております。

次に、河川の管理に要する費用につきましては、原則として一級河川は国、二級河川は都道府県が負担することとしております。このうち一級河川の改良工事に要する費用につきましては、建設大臣が施行する場合ももちろん、都道府県知事が委任を受けて施行する場合もすべて国がその三分の二、都道府県がその三分の一を負担することとしたのであります。これにより、従来同一の水系における工事であっても、建設大臣と都道府県知事が施行する場合に比べて、必ずしもその治水効果が十分でなかつた一級河川の工事が、一貫した計画のもとに施行することができることとなります。また、二級河川の改良工事ににつきましては、国がその二分の一以内を負担することとしたのであります。

なお、治水事業十カ年計画の最終年度である昭和四十四年度までは、国は、一級河川の改良工事につきましては四分の三を、二級河川の改良工事につきましては、この法律施行時に現行河川法に基づいて直轄で施行中の工事につきまして従前どおり三分の二を負担して行なうこととしたし、治水事業の円滑な施行をはかることとしたのであります。

流水占用料その他河川から生ずる収入につきましては、すべて従来どおり都道府県の収入としております。

次に、都道府県知事が行なう河川管理行政に対する監督につきましては、一級河川においては都道府県知事に委

任した事項のうち重要なものについて、また二級河川においてはその管理に関する重要事項について建設大臣の認可を要することとしたのであります。

以上のほか、一級河川または二級河川以外の河川につきましては、市町村長が指定したもののについて、この法律を準用して、市町村長が必要な管理を行なうことができることとしております。

第二に、河川区域につきましては、現行法においては地方行政片が認定することとなつておりますが、この法案におきましては、河川の現状に即して、一定の要件に該当する区域は法律上当然に河川区域となり、その他の区域は河川管理者の指定によつてこれを定めることとし、河川管理の適正を期することとしたのであります。

第三に、流水の占用、工作物の設置等につきましては、地元の意見を十分尊重して、河川が適正に、かつ、合理的に使用されるよう規定を整備し、水利使用の許可に際しては、既得の水利権を保護するとともに、新規利水事業が円滑に施行されるよう水利使用関係の調整をはかる規定を設けました。

第四に、河川管理者の許可を受けて設置する一定規模以上のダムにつきましては、防災上の見地から、その設置及び操作について必要な規定を設けました。

第五に、建設大臣の諮問に応じ一級河川の指定、水利調整その他河川に関する重要事項を調査審議するため、建設省に河川審議会を設置するとともに、都道府県知事の諮問に応じ二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県河川審議会を設置することができるといたしました。

第六に、河川の現況、水利の現況を把握して、河川管理の適正を期するため、河川現況台帳及び水利台帳を整備することとし、現行水利権者等の権原に基づいて河川を使用する者は、必要な事項を河川管理者に届け出なければならぬものとした。

その他、河川に関する調査、工事等のための土地への立ち入りの手続、河川予定地における規制等に伴う損害の補償等につきまして、所要の規定を整備いたしました。

以上が、この法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

河川法案(内閣提出)の趣旨説明に 対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對しまして、質疑が通告されております。これを許します。石川次夫君。

〔石川次夫君登壇〕

○石川次夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました新河川法案に對し、質疑をしようとするものであります。

現河川法は明治二十九年に制定されたものでございまして、水と太陽は無限であるとなされた時代につくられたものでありまして、異常な経済の発展、水の必要を叫ばれておる今日の要請にはそぐわないものであります。同時に、災害に對対応いたしまして、個々ばらばらの調整等を行なうことによつて、はからざる人災を大きくしておつた事実等が續出したことにかんが

みましても、河川法の抜本的改定というものは久しく叫ばれておつたところでありまして。しかし、政治の生まれる以前から川は流れていたのでありまして、それだけに種々の慣行もあり、ふくそうした利害もからみ、地域の特殊事情もありまして。抜本的改定を行なうとすれば、当然相当の抵抗を予想されるところで、この際あえて新河川法案を提案したというそのこと自体の決断に對しましては、賛意を表するものであります。

問題は改定の方向、内容であります。今日の課題である利水を重視しようとするその意図は一応了としたし、すけれども、本来治水があつて初めて利水があるわけであります。どうも今の改定は、財界の要望するところの工業用水の開発促進を急ぐことでのこの要望にこたえようとする意図を、ことさらに地域開発という名前にすりかえたような感じが非常に強く、そのほかの事情というものがことさらに輕視されておるやうに感ぜられることは、きわめて残念でございまして。

また、たとへば災害防止のために、ダム操作を含めて流量調整等を一元的に管理することがきわめて重要であることは言うまでもありません。少なくとも、特に重要な河川につきましては、この監視所を一方所に集中をいたしまして、総合的な指揮を下す責任を持つべきでございまして。ところが、政府案では、重要な管理権は一手に集中しようとしておられるけれども、非常の際の流量調整等につきましては、単に勧告することができるといふ程度でございまして、権限だけは取奪したけれども責任は回避をするという態度で

ございまして、これでは国民のとうてい納得のいきなるところではないでしようか。(拍手)また、これだけで河川法改正の一半の意義は失われてしまったと言つても過言ではないのであります。

ところで、総理大臣にお伺いをいたしたいと思つてございまして、けれども、国民がひとしく望んでおりますのは、何といつても治水を強化するということでありまして。治水を一貫して総合管理して、これを強化するということ、ひいては水資源を涵養することに通じるわけであります。したがつて、本法の基本精神は、治水を一貫して総合管理をするということに置かれ、あわせて不離一体の關係にある利水面の開発に及ぼすということでないればならぬと考へておるわけであります。この点で総理大臣は基本的な考へ方を一体どこに置かうとしておられるのか、お伺いをいたしたいと思つてあります。

なお、水を制するものは國を制するといふにしろのことばは、現在も今日の意味で生きております。産業開発、地域開発は、水によつて制約をされるわけであります。道路もまた重要な意義は持つておりますけれども、いわばこれは線の意味をなすものであります。ところが河川は、地域の広い範圍にさまざまな形で影響を与えておりまして、いわば面としての性格を持つておるのであります。この重要で複雑な利害をあわせ持つております困難な河川の問題を一挙に解決しようとする新河川法案といふものは、それだけに十分の審議を尽くさなければならぬと思ふのであります。

ところで、本案は政府部内のいろいろな折衝にひまがとれまして、今日初めて提案の運びになつたものであります。審議期間は残すところわずかに一月しかございせん。本案の審議にあたりましては、当然地域住民の声も聞かなければなりません。学識経験者の意見も徴すべきでございまして。現地の実態も知らなければなりません。熱心な審議を行なうことで十分国民の負託にこたへることは、かかる重要な法案でありますだけに國會の責任上当然のことといわなければならぬと思ふのであります。(拍手)それにしても、いまごろ提案されるようでは、政府としては本法案は今國會で成立をさせる意図はないものと判断せざるを得ないのでございまして、総理はどうか考へておるか、この点を念のために伺ひたいと思つてあります。

なお、本法案は、重要な点及びささいな点、ことごとく政令にゆだねられております。これはさういふ國會審議を避けようとするところの官僚独善の態度といわなければなりません。(拍手)したがつて、内容をつまびらかにすることのできないことは、まことに残念でございまして。ここでは特に重要と思はれる点の二、三についてだけ伺ひをいたしまして、残余は委員会に譲るほかありませんけれども、委員会審議にあたりましては、政令、省令の内容が明らかにならない限り、審議が不可能であるといふことをあらかじめ申し上げておきたいと思つてあります。

全国知事会は、この法案に強い反対の態度を表明しておりますことは周知のとおりであります。しかし、この反對が、河川に関する管理の責任、権限がもとより地方自治体にあるところから出発するとすれば、にわかには賛成することはできません。明治二十九年制定以来、河川法は官選知事によつて運営をされてきたのであります。すなわち、中央の出先機関としての知事に委任されたものにすぎないことを想起していただければ、このことは御理解いただけると思つて、このことは、しかしながら、現実の問題として、知事会の意見には傾聴に値するものがきわめて多いのであります。中央官庁よりは地方自治体のほうが住民に身近に接しております。地方の事情もつまびらかに理解をしておることは言うまでもございせん。したがつて、わが党は、今次統一地方選挙におきましても、地方自治の強化こそが民主主義政治の本体であると信じて、住民に直結する地方政治をスローガンとして戦つたのであります。自民党のいう中央に直結する政治こそは、戦前の中央集權政治の復元を意図するものであるとわれわれは信じておるわけであります。(拍手)たとへば下釜ダムの蜂之巣城による反對運動のごときも、もとをたせば、地方の事情にうとい中央の出先官庁が強権的な態度を示したといふことが、問題をこじらした大きな原因の一つであるといふことを思い起していただければ、御理解がしやうと思つてございまして、御理解がしやうこれらの例は枚挙にいとまがないわけであります。

したがつて、一級河川に指定された水利権のうちで、たとえば土地改良その他の農業水利、または漁業権等の許可を、はたして地方事情に暗い建設省

の出先機関で円満に処理できるかどうか、多くの血みどろの紛争の的となつておる水争いを、はたして畑違いの人たちが解決できるかどうか、はなはだ疑問なきを得ないのであります。そのほか砂利採取の問題とか水面使用の問題、土地占有の問題、工作物設置等々、きわめて複雑多岐であります。子供の水遊びの飛び込み台もありましよう。仕掛け花火の台をつくるという問題もありましようし、ボート遊びという問題もございいます。件数もばく大な数にのぼることは言うまでもありません。地方の複雑な因襲もこれにからんでくるわけでありましよう。いままで地方民に身近に接触をして総合行政を行なっている地方自治体であつて初めて深刻な水争いの調停もはかれるわけでありましよう。たとえば、一つを取り上げても、他の一つを与えるというふうなことで、総合行政をやつておる立場から初めて解決することが可能な問題となつてくるわけでありましよう。また、砂利採取を取り上げてみても、砂利トラの暴走というものは地方住民の悩みの種でございまして、現在は許可権を持つておる知事がかりうじてこの取り締まりに当たつておるといふ状態でありましよう。これは御案内のとおりであります。許可権を失つた知事で、はたしてこの取り締まりができるかどうかというふうな点は、きわめてささいなようではございませうけれども、一つの例としてお考えをいただきたいと思つてあります。その他多くの問題があります。

これらの点は、自治省、農林省等も合意を与えた以上は、十分考慮の上でなされたものと思つてあります。

ども、それにしても職務怠慢のそしりを免れることができないと思つてございいます。当然予想される多くの紛争、これは中央に移管することによつて激増こそすれ、減少することはないと信じますけれども、いかなる見通しで、あるいはいかなる見解で同意をされたのか、自治大臣、農林大臣の所見を伺いたいと思つてあります。

また、水資源の多くは後進県でございまして、この格差を縮めるかぎは水にあります。この総合行政のきわめて重要な一環である水の行政を、無慈悲にも強引にもぎ取つたような印象を与えておるわけでありましよう。自治大臣はこの切実な批判にどうこたへるつもりか、お伺いをしたい。したがつて、一級河川の大規模利水は別としてしましても、ある限度内で地方自治体に許可権を残すほうが紛争の種を少なくするものであり、また、ゆえなく自治権を収奪をしたという批判にこたへるゆえんであると思つてございいますけれども、この点、自治大臣、農林大臣の御見解を伺いたいと思つてございいます。

次に、建設大臣にお伺いいたします。建設省の最初の案としては、現在の直轄工事河川の九十八を含めまして、大体百程度の河川を一級河川とするつもりでございまして、合意に達したところと伝えられておりますけれども、折衝の過程で四十程度で合意に達したいと思つております。もし四十程度に削ることが事実とすれば、収拾のつかない混乱が起ころし、実施不可能になるおそれが多分にあります。なぜならば、現在三分の二の国庫負担で行な

われておりました直轄河川のうちの多くが知事に移管されることによつて、国庫負担は二分の一以内ということに大幅に減額されるわけでありましよう。したがつて、これによつて生ずる地元の急激な負担増というものは地方財政に大きな影響を与えますから、この負担を軽減するために、何とか二級を一級に上げてくれという陳情が激烈をきかめることは見えておるましよう。また、現在直轄工事に携わつておる人は建設省の出先官庁の人々でございませうけれども、これがその多くは、二級河川、すなわち知事管理に移管されるという結果、大幅な所管がえをしなければならぬということになりましよう。このようなことがはたして可能でありましようか。いずれにいたしましても、収拾のつかない混乱が生ずることは明らかでございいます。この点、建設大臣はどういうふうにお考えになり、どういふふうに対処されようと思つておられますか、お伺いをいたします。

（拍手）
また、水系別に支派流を含めて一級河川の指定を行なうこととなりますけれども、支派流の多くは事実上知事への委任区間になると予想されるわけでありましよう。ところで、二級河川は、一級河川の支派流に比較したしましてはるかに重要な場合が多いのでありましよう。特に一級河川の数をいま申し上げたように四十に減らす、あるいはそれ以下に減らすということになればなるほど、この点が明らかになつてまいるわけでありましよう。ところが、一級河川の支派流と二級河川は同じ知事が工事をすることになるわけでありましようけれども、一級河川の支派流は国庫負担

が三分の二でありましよう。二級河川はこれよりはるかに重要な河川であるにもかかわらず、国庫負担はこれより低い二分の一以内になるというのは、一体どこにどういふ根拠があるものでございませうか。このままでは一級河川と二級河川の格差がますます開いていくばかりでございませうし、一級河川なるがゆゑに国庫負担を多くするという考え方は大企業の大工業用水として効用が高いからという考え方で、明らかに利水偏重といわなければならぬと思つておられます。この点について、すなわち、一級河川の知事委任区間の支派流と二級河川とは、当然少なくとも同一国庫負担率にすべきものでありましようけれども、大蔵大臣は国庫膨張を理由にいたしまして、幹線河川工事の全額国庫負担を拒否したといふふうな新聞では伝えられておりますが、この点についても、すなわち、一級河川の知事委任区間の支派流と二級河川の負担率を同様にすべきであるという当然の要求に対してましても、これを拒否するといふおつもりかどうかというところをお伺いをしたいと思います。

最後に、総理大臣にお伺いをいたします。最初案は、たとえ河川監視員を設けて警察権を行使させるとか、地方の声を聞くための審議会の設置も考えられておらないとか、きわめて強権主義のにおいの濃い、いわゆる中央に直結する政治的端のなあるわけであつたように思ひますけれども、最後の案はやはりこれらの点は考慮されましよう、河川審議会も設けられるようになつたわけでありましよう。しかし、この審議会は、単なる建設大臣の諮問機関として意見を聞くという程度のものにすぎないのであります。これだけ重要で、かつ、各方面の深刻な利害の錯綜する問題でありますから、やはり当然内閣任命の権威のあるものとする必要がございませう。また、治山計画は農林省でやり、治水計画は建設省で行なり、水資源開発計画は経済企画庁の所管であるという、ばらばらな所管で行なわれておるわけでありましようけれども、やはり特に重要な河川につきましても、これらの総合計画が考慮されるのが当然といわなければならませう。すなわち、特に重要な河川につきましても、森林計画の樹立、保安林管理等の治山行政、砂防工事、地すべり対策等も含めた総合計画がなされておらないといふことは、重大な失政といつても過言ではないと思つてあります。

（拍手）
したがつて、特に重要な水系につきましても、それぞれ河川審議会を設けて、学識経験者だけではなく、地方の声を十分反映させる考慮を払つて、総合計画を立ててこそ、この新河川法を前向きな姿勢にするものと思ひ、この点をぜひ考慮願ひたいと思つてありますけれども、総理大臣の所信を伺いたいと思つてあります。世界の先進国でも、水の行政はきわめて深刻かつ重要なものになつてまゐつておられます。それで、水に關しては憲法でまず規定をする。かつ水法として、地表水だけでなく、地下水までも含めた総合的な立法が行なわれておるわけでありましよう。たとえば連邦制度のアメリカ、ドイツ等の水法は、非常に模範とすべきものがあります。各州にまたがった水の行政といふものは、各州の衆知を集めて総合計画を立案を

昭和三十三年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その一) 河川法案の趣旨説明に対する石川次男君の質疑

する。もちろん連邦政府、すなわち中央政府もこの委員会に参加をいたしすけれども、これは単に司会をするというだけであつて、裁決権を持たないという制度のもとに行なわれておるといふことなども大いに他山の石となければならぬと思ふのであります。日本では水といへばほとんど河川法で律せられようとしておりますことは、災害の多い日本の特殊事情でもありますけれども、同時に水の総合行政がきわめて立ちおくれおるといふことの明らか証左でもあるわけでありまして、(拍手)

われわれは、この法案を国民の福祉の立場に立ちまして、抜本的改正の目的に沿うようによりよき法案にしたいと念願をしておるわけでありまして。法案は、最終案が今日決定を見るまでにかかりの転変、修正が行なわれてきたようでありまして、今後ともに協力をして大幅な修正に就き、国民の期待にこたへさせようとする決意があるかどうかというのを、最後に總理大臣にお伺いしたいと思ふのであります。現在の案を固執する限り改善にはなりません。いたずらに紛争を多くし、また一方では広域行政に藉口いたしまして、中央集権を強めるべからいであるという非難を与えるだけであることを最後に強く強調いたしまして、私の質問を終わりたいと思ふのであります。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇】
○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。
御質問の前にもございましたように、現行河川法は明治二十九年の制定でございます。その後における社会

経済の進展、また法律制度の非常な変革によりまして、従来から根本的改正を叫ばれておつたのでございます。私は、最近の事情から申しまして、河川を総合的に管理する必要があると提案いたしましたのでございます。

お話し、これは利水が主であつて、治水は従になりはしないか、こういう御質問でございますが、法律の第一条に書いておりますごとく、河川について洪水、高潮による災害発生が防止され、そしてまた後段に、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持し、公共の福祉を増進すると書いてあるのでございます。決して利水を主にし、治水を従にするというふうなことは考へておりません。とにかく水を治めてからこそ、初めて利水ということが考へられるのである。これは古今から一貫した考え方であるのであります。(拍手)

なお、法案の作成がおくれたというお話でございますが、御承知のとおり画期的な改正でございます。河川審議会に諮問し、あるいは知事会等の意見を調整したためにおくれましたが、しかしお話しのように、治水の必要、また最近の利水の緊急性等から考へて、すみやかに御可決あらんことを希望いたします次第でございます。

なお、河川につきまして、総合的考へ方が足りないのではないか、また河川の審議会が建設省ではどうか、こういうお話でございますが、この点は専門的のことでもあります。私は委員の任命につきましては、各界の最高權威者を入れ、また、この河川審議会と国土保全及び開発に関する総合計画とは常に調整をはかつていかなければならぬことは、非常に重大な国務であることから当然出てくることであると御承知願いたいと思ひます。(拍手)

【國務大臣河野一郎君登壇】
○國務大臣(河野一郎君) お答えをいたします。
法案の御説明が事前に十分でありまして、御質問をなさるときに多少誤解の点があるのではないかと申すのであります。率直に申し上げまして、現行の河川法を運用いたしております補助金、助成、その他は一切手をつける意思はございません。一級といひ、二級といひ、いまの準用河川、主要河川等をどういふふうにして改めようかというふうなことは、それが二級河川になりまして、現行どおり補助率は、示しますとおりの十年計画の完了までは同様でこれを続けてまいるといふことにいたしております。決してそれによつて経費を節約しようとか治水をどうしようとかいうことは考へていないのであります。基本的にその十年計画において一応わが國の河川を整備する、その整備に必要な経費は、一級河川においてはこれにいたします。二級河川は一応このいふふうにはいたしますが、現にやっておりますところは従来どおりの補助率をもつて、それが二級河川になりまして、従来直轄河川として指定しておりますものは、そのとおりの補助率で地方長官に仕事をいたしたくというところにいたしておりますから、そこに混乱もなければ、何らの問題が起るはずはございません。

次には、(四十五年以降はどうだ)と呼ぶ者あり)四十五年以降につきま

しては、またあらためてそのときに当然考へられることとございまして、ここにわれわれが想定いたしております治水十年計画のその間は、この方式でいく、その間にこれだけの全国で必要な河川の治水は整えるということがわが党の方針でございます。(わが党とは何だ、政府じゃないのか)と呼ぶ者あり)われわれは、御無礼でございますが、党と政府が一体になつて計画を進めておりますから、さう御了承いただきます。(拍手)

次に申し上げますが、一級河川を、九十幾つものものを五十年前後にしたとか、三十幾つにしたらどうか、そういう事実があるかどうかということでございますが、そういう事実はございませぬ。これは、この法案が成立いたしましたならば、あらためて河川審議会の議を経て、所要の河川を指定してやるつもりでございます。したがつて敢にさういふことはございませぬ。

政令につきましては、委員会において当然要綱を皆さまで御説明申し上げまして、御審議をいただく所存でございます。

どこまでもわれわれは一応の考へをいたしまして、現在やつております仕事を現在どおり進めてまいりたいと思ひますが、年額百億以上の新たな経費を必要とするだろう。それをさらに明年度から新五年計画を考へるつもりでございますから、さうなりますと、相当画期的な治水事業をわれわれは展開してまいりたい。治水の完べきを期して、しかる後に利水の完べきを期してまいります。ただいまも總理からお話がありましたとおり、決して利水が先で治水があとになるようなことは

あり得べきはずはない。水は、流れてしまひますれば利用したくも水がないのでございますから、あくまでも治水が先でございます。(拍手)

その他、委員会において詳細は御説明を申し上げることにいたしたいと思ひます。
なお、念のために申し上げておきますが、先ほど花火台だとか飛び込み台とか、いろいろお話がありました。が、所要のものはいずれも地方長官にお願いをして監督をしていただく、認可等の事務は譲るといふことが当然だと考へております。

【國務大臣重政誠之君登壇】

○國務大臣(重政誠之君) 農林省といひましては、今回の新河川法案の作成にあたりましては、御指摘の漁業、農業水利、砂利採取等に関する事項について、農林漁業者等の立場に支障を生ずることのないよう、建設省と慎重な協議をし、官行水利権と農業水利の保護、農林漁業者の利益の確保に十分意を用いたつもりであります。新河川法案では、一級河川について建設大臣が河川の使用に関する処分をするときは関係行政機関の長に協議することになつてゐるので、御懸念の事態は避け得るものと考えられておりますが、法の運営にあたりましては、今回新たに発足をいたしました地方農政局の機構を積極的に活用いたしまして、地元の意向が十分に反映されるよう対処してまいりたいと思ひております。(拍手)

【國務大臣篠田弘作君登壇】

○國務大臣(篠田弘作君) 今回の河川法の改正の趣旨は、主要な河川の治水、利水を広域的見地から、國の責任のもとに行なうということにあ

るのでありますが、小規模な水利につきましても、地方的に処理することが適當でございますので、一級河川のうち指定区域につきましては、その管理権の一部を政令の定むるところにより知事が行使できるようにしております。したがって、当該区域における小規模の水利権の許可は知事の権限としたいという考え方であります。なお、大規模な水利権についても建設大臣がこれを許可する場合には、関係知事の意見を聞かなければならないものとし、国家的利害と地方の実情との調和をはかることといたしておるのでございます。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 石川さんにお答えいたします。

私に対する質問は二つでございます。その一つは、新河川法の原案策定の過程において全額国庫負担という議論があつたが、なぜ現行のようにしたかということでございます。御審議を願つております改正案によりましては、一級河川につきましては三分の二、昭和四十四年まで四分の三、こういうこととございます。一般の公共事業につきましても、御承知のとおり、受益のあるところでは受益負担をするというのが公共事業の原則でございます。河川の改修に対してもこの例外たり得ないわけでございます。しかも、現行の河川法よりも改正する河川法はどのように国庫負担がふえるかどうかといふと、当然全体的にして相当額国庫負担がふえていくという方向にあることは御承知願えると思うわけでございます。それが一、二級河川の例をとって申し上げるとおわかり

だと思つてございますが、一級河道につきましても、直轄工事においては三分の二が法定でございますが、緊急五カ年計画の施行の過程において、昭和四十年までは四分の三の国庫負担であるわけでございます。

それから第二の問題は、一級河川と二級河川の国庫負担の率が違ふことによつて、しかも水系別に指定をいたしますので、二級河川に落ちるもの等に對して府県負担、地方公共団体の負担が非常にふえるのではないかと、先ほど建設大臣がお答え申し上げたとおり、現在一級河川から二級河川に落とす、いままで直轄工事をやっておるものが二級河川に落ちるなどという原案をきめておらないのでございまして、本法の改正の趣旨から考えれば、そのようなこととはならないと考えております。

それからなお、現在直轄でやつておられますのが二級河川になりまして、その部分に對しては直轄工事を進めてまいり、しかも、現行どおりの国の補助率で工事を施行するわけでございします。

なお、地方負担につきましては、地方が負担をする単独財源というだけではなく、御承知のとおり、補助金、負担金、なお地方交付税等によつて十分調整をせられるのでございしますから、改正河川法による負担を考えますと、現行法より国の負担がより多くふえる、こゝ申し上げてよろしいと思ひます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもちまして質疑とこれに對する答弁を終了しました。

日程第一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) これより本日の日程に入ります。

日程第一、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事丹羽兵助君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔丹羽兵助君登壇〕

○丹羽兵助君 ただいま議題となりました内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

農業災害補償制度は創設以來すでに十數年を経過し、その間災害対策として農業経営の安定に寄与した役割は見るべきものがあつたのであります。しかしながら、最近における農業技術の進歩、生産基盤の整備等によつて農業災害の発生は態様も著しく変化し、現行制度は農村の実情に合わない面が多くなり、農家負担に比し、いわゆる掛け捨てが多いこと、共済掛け金率が被害の実態に即応していないこと、病虫害を共済事故とすることに問題があること、共済金の支払い額が損害に比して少ないこと、あるいは無事戻し制度

の实效があつていないこと等が問題として指摘され、各方面からその改正が強く要望されてまいりました。

そこで政府は、この要望にこたえるため、鋭意検討の末、第三十八回通常国会に農作物共済を中心とした抜本的な改正案を提出したのであります。

これは審査終了となり、續く第三十九回臨時国会に同じ内容の改正案を再提出したのであります。しかしながら同案も、第四十回通常国会への継続審査案件となり、その国会においても、衆議院においては修正議決されましたが、参議院においては再び審査未了となつたのであります。かくて、衆議院修正後の案を基礎にし、それに懸念の任意共済に関する制度改正を加えた本改正案が、あらためてここに再提出されることになつたのであります。

以上、本案提出に至る経緯について申し上げましたが、本案の内容は、前述した現行制度に対する諸般の問題にこたえることをねらいとし、まず第一に、制度を農家に密着したものにすため、農業共済組合等の農作物の共済責任の拡充をはかることにしたこと、第二に、とかく評判の悪い画一的強制加入方式を緩和して、任意的要素を取り入れることにしたこと、第三に、制度が真に災害対策として実効をあげるため、農作物共済の損害補てん内容の充実をはかることにしたこと、第四に、農作物共済の共済掛け金率の設定に、農作物共済の国庫負担方式の合理化をはかることにしたこと、第五に、新しい方向として、事故の予防的な意を、特別のものを除きこれを共済事故から除外することができるとし、

これに對応した共済掛け金の割引制度を取り入れることにしたこと、その他任意共済に関する制度の改正として、連合会は、その行なう任意共済について手続上責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の共済に付することができるとの規定を新たに設けたこと等をその骨子といたしております。

本案は、三月五日提出され、農林水産委員会におきましては、三月六日政府から提案理由と補足説明を聴取し、次いで、三月二十八日から五月二十八日までの間九回にわたり審査を進め、その間、五月二十二日には元農業災害補償制度協議会議長清井正君外三名の学識経験者から参考意見を聴取し、また委員会の定例日外を利用し、五月十七、十八日の両日、長野県下で制度改正に對する意見等について現地調査を行なう等、審査に慎重を期し、五月二十八日、一切の質疑を終了したところ、日本社会党から本案に對し、組合等は、共済責任のうち通常標準被害率に對する部分は原則として手持ち責任とし、事情により三割の範囲内で都道府県連合会に付保することができるとすること、組合等は、その支払不足額につき、農業共済基金より融資または債務保証を受けることができると等と内容とする修正案が提出され、次いで、討論に入り、日本社会党を代表して足鹿覺君から原案に反對、修正案に賛成の、また、自由民主党を代表して倉成正君から原案に賛成、修正案に反對の意見が述べられ、さらに国会法第五十七條の三の規定に基づき、重政農林大臣から修正案に對する政府の意見を聴取した後、採決に入り、修正案は少数をもって否決し、結

昭和三十一年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その一) 朗読を省略した議長の報告

局のところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 討論の通告があります。これを許します。山田長司君。

〔発言する者あり〕

○副議長(原健三郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後四時十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
厚生大臣 西村 英一君
農林大臣 重政 誠之君
郵政大臣 小沢 久太郎君
建設大臣 河野 一郎君
自治大臣 篠田 弘作君
出席政府委員

内閣法制次長 高辻 正巳君

内閣法制局長 真田 秀夫君

第二部長 真田 秀夫君

厚生省社会局長 大山 正君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る二十五日、内閣から、肥料審議会委員に本院議員足鹿覺君、同首藤新八君、同白濱仁吉君、参議院議員北村暢君及び同河野謙三君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、米価審議会委員に本院議員淡谷悠蔵君、同大野市郎君、同倉成正君、同湯山勇君、参議院議員白井勇君及び同堀本宜実君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。(議決通知)

一、去る二十八日、本院は衆議院議員足鹿覺君、同首藤新八君、同白濱仁吉君、参議院議員北村暢君及び同河野謙三君が肥料審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は衆議院議員淡谷悠蔵君、同大野市郎君、同倉成正君、同湯山勇君、参議院議員白井勇君及び同堀本宜実君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)
一、去る二十八日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 上村千一郎君(理事田中伊三次君去る二十八日理事辞任につきその補欠)

理事 松本 一郎君(理事牧野寛策君去る二十八日理事辞任につきその補欠)

理事 岡本 茂君(理事田中第一君去る二十八日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十九日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

社会労働委員会

理事 藤本 捨助君(理事井村重雄君去る二十九日理事辞任につきその補欠)
運輸委員会
理事 細田 吉蔵君(理事福家俊一君去る二十九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)
一、去る二十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
大沢 雄一君 金子 岩三君
藤井 勝志君 古川 丈吉君

法務委員
片山 哲君 田中幾三郎君

大蔵委員
芳賀 貢君 楠崎弥之助君

社会労働委員
米山 恒治君 安藤 覺君

農林水産委員
楠崎弥之助君 野口 忠夫君

高田 富之君 伊藤卯四郎君

商工委員
田中幾三郎君 片山 哲君

建設委員
高田 富之君 佐々木良作君

予算委員
野口 忠夫君 春日 一幸君

議院運営委員
佐々木良作君 春日 一幸君

内閣委員
受田 新吉君 西尾 末廣君

外務委員
西尾 末廣君 受田 新吉君

農林水産委員

金子 岩三君 米山 恒治君
稻村 隆一君 荒松清十郎君
高田 富之君 予算委員
高田 富之君 稻村 隆一君

一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
草野 一郎平君 前田 正男君

井村 重雄君 澁谷 直蔵君

法務委員
井伊 誠一君 西村 力弥君

外務委員
勝岡田清一君 田原 春次君

大蔵委員
田原 春次君 勝岡田清一君

社会労働委員
井村 重雄君 前田 正男君

農林水産委員
米山 恒治君 稻村 隆一君

石田 有全君 井伊 誠一君

商工委員
西村 力弥君 井伊 誠一君

予算委員
石田 有全君 稻村 隆一君

(常任委員補欠選任)
一、去る二十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員
古川 丈吉君 藤井 勝志君

農林水産委員

芳賀 貢君 高田 富之君
野口 忠夫君 楠崎弥之助君
佐々木良作君 建設委員
片山 哲君 田中幾三郎君

予算委員
野口 忠夫君 伊藤卯四郎君

一、去る二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
西尾 末廣君 受田 新吉君

受田 新吉君 西尾 末廣君

文教委員
湯山 勇君 柳田 秀一君

農林水産委員
松浦周太郎君 荒松清十郎君

高田 富之君 米山 恒治君

稻村 隆一君 予算委員
稻村 隆一君 高田 富之君

一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
澁谷 直蔵君 井村 重雄君

前田 正男君 草野 一郎平君

法務委員
西村 力弥君 井伊 誠一君

外務委員
田原 春次君 勝岡田清一君

農林水産委員

金子 岩三君 石田 宥全君
稻村 隆一君

商工委員

井伊 誠一君 西村 力弥君
予算委員

稻村 隆一君 石田 宥全君

(特別委員兼任)

一、去る二十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員大原 亨君 井堀 繁男君
中村 高一君 門司 亮君一、昨三十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員宮澤 胤男君 米山 恒治君
石山 権作君 島本 虎三君
西村 力弥君 三宅 正一君
高田 富吉君 戸叶 里子君
広瀬 秀吉君 山口 鶴男君

(特別委員補欠選任)

一、去る二十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員中村 高一君 門司 亮君
大原 亨君 井堀 繁男君
一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害対策特別委員笹本 一雄君 荒船清十郎君
高田 富吉君 山口 鶴男君
戸叶 里子君 広瀬 秀吉君
石山 権作君 西村 力弥君
三宅 正一君 島本 虎三君

(条約提出)

一、昨三十日、内閣から提出した条約

は次の通りである。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件
通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。
郵便貯金法の一部を改正する法律案
一、昨三十日、委員長から提出した議案は次の通りである。
国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)一、昨三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(条約受領)
一、昨三十日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(議案受領)
一、去る二十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案一、去る二十九日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
たばこの排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
商業登記法案
商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案一、去る二十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
不動産の鑑定評価に関する法律案(条約付託)
一、昨三十日、委員会に付託された条約は次の通りである。
通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二四号)通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二五号)
以上二件 外務委員会 付託
一、昨三十日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(条約第二六号)(予)(議案付託)
一、去る二十八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七三号)(予)

一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。
商業登記法案(内閣提出第一四六号)(参議院送付)
商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出第一六三号)(参議院送付)以上二件 法務委員会 付託
一、去る二十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
不動産の鑑定評価に関する法律案(内閣提出第一七四号)(予)建設委員会 付託
一、昨三十日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)地方行政委員会 付託
一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
地方公営企業法の一部を改正する法律案旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案撤回)
一、昨三十日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
国家公務員法の一部を改正する法律案(川俣清吉君外三名提出)
(議案撤回通知)一、次の議案は、昨三十日、委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
国家公務員法の一部を改正する法律案(川俣清吉君外三名提出)
(緊急質問提出)一、去る二十八日、提出した緊急質問は次の通りである。
悪質選挙違反に関する緊急質問(八百板正君提出)
一、今三十一日、提出した緊急質問は次の通りである。
埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう雪に関する緊急質問(荒船清十郎君提出)

埼玉、群馬、栃木県下における突風及びひょう雪に関する緊急質問(高田富吉君提出)

衆議院会議録第二十号中正誤
改正
衆議院衆議院会議録第二十七号中正誤
改正
衆議院衆議院
改正
衆議院

昭和三十八年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その二)

官報

号外 昭和三十八年五月三十一日

第四十三回 衆議院會議録 第二十八号(その二)

〔本号(その一)参照〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十八年三月五日

内閣総理大臣 池田 勇人

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 国庫は、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者(以下組合員等と総称する)の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者が組合員となつて共済組合又はその者と当該共済関係の存する市町村に係る第七十七条第一項の農作物基準掛金率をそれぞれ別表の上欄に掲

げる各級に区分して通次に当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率(別表に定めのある農作物以外の共済目的の種類については、組合等に係る同項の農作物基準共済掛金率を基礎として政令で定めるところにより算出される率)を同項の農作物基準共済掛金率で除して得た商に相当する数とする。

前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村(以下組合等と総称する)に係る第七十七条第一項の農作物基準掛金率をそれぞれ別表の上欄に掲

一 当該都道府県の第百八条第四項第一号の蚕繭通常共済掛金標準率の二分の一
二 当該都道府県の第百八条第四項第二号の蚕繭異常共済掛金標準率の二分の一
三 当該都道府県の第百八条第四項第三号の蚕繭超異常共済掛金標準率

第十四条の二 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む)の規定により主務大臣が指定した組合等に対して、当該組合等の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稻についての病虫害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

昭和三十三年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その二) 農業災害補償法の一部を改正する法律案

業務の規模が、いずれもその農作物ごと又はその養蚕ごとに政令の定めるところにより都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。

第十六条第二項を次のように改める。

左の各号の一に該当するとき
は、当該各号に掲げる者について
も、また前項本文と同様とする。

但し、当該農業共済組合が第八十五条第二項前段又は第七項の規定によりその農作物共済又は養蚕共済において前条第一項第一号の農作物の一部又は養蚕共済若しくは夏秋養蚕のいずれかをその共済目的の種類とし、ない場合において、その現に行なつている農作物共済若しくは養蚕共済の共済目的の種類とされている農作物若しくは養蚕共済についてその営む当該農作物若しくは養蚕の業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は養蚕共済を行なつていない場合において、その行なつていない共済事業についての同号に規

定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者については、この限りでない。

一 農業共済組合が合併によつて設立されたとき。

前条第一項第一号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの(以下第一号加入資格者という。)及び同条第一項第二号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの(以下第二号加入資格者という。)

二 農業共済組合が成立した後、組合員でない者が第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つたとき、又は組合員でない第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者について、当該農業共済組合が現に行なつている農作物共済若しくは養蚕共済の共済目的の種類とされている農作物若しくは養蚕共済若しくは養蚕の業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達することとなるに至つたとき、その第一号加入資格者若しくは

は第二号加入資格者となるに至つた者又はその基準に達することとなるに至つた第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者第十六条第四項中「左に掲げる者」を「組合員たる資格を有する者」に改め、各号を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としていない農作物若しくは養蚕共済若しくは養蚕共済若しくは養蚕共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは春養蚕若しくは夏秋養蚕の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは養蚕共済を行なうこととなつたときは、組合員でない第一号加入資格者又は第二号加入資格者で、当該農作物共済又は養蚕共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同号の農作物又は養蚕共済若しくは夏秋養蚕につき耕作又は養蚕の業務を営むものうち、その営む当該農作物若しくは養蚕共済の当該業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しているものについても、また同項本文と同様とする。

第十七条中「役員」の下に「農業共済組合の組合員にあつては、役員及

び総代」を加える。

第十九条第一項第二号中「廃止を全部の廃止」に改め、同条第二項中「第十六条第四項各号の一に該当するもの」を削り、「消滅の下に(第四十七条第一項の規定による場合を除く。)」を、「但し、」の下に「省令の定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

農業共済組合の組合員で、前項但書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合との間に共済関係の存しないもの(省令で定めるものを除く。)は、定款の定めるところにより脱退することができ。

第二十二條第一項中「その者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合を設立する場合にあつては法人を除き、出席した組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

第三十條第一項第五号の二中「共

済事業の下に「の種類及びその種類別の共済目的の種類」を加え、同項第八号中「選挙」の下に「又は選任」を加え、同条第三項中「その旨の下に」を「総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項」を加える。

第三十一條第九項中「組合員が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合員等である法人の業務を執行する役員又は組合員たる市町村の職員とする。」に、「同意者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる同意者を除き、同意者たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合員等である法人の業務を執行する役員又は同意者たる市町村の職員とする。」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会(創立当時の役員は、創立総会)において選任することができる。

第四十五條の二第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 共済事業の種類又は共済目的の種類を変更するためにする定

款の変更の議決

第五十一条第一項及び第二項中「組合員」の下に「(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)」を加える。

第八十四条第三項中「に掲げる食糧農作物」を「の農作物」に改める。

第八十五条第一項中「命令で定める場合を除いては、」を削り、同項の次に次の十項を加える。

農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作又は養蚕の業務の総体としての規模が主務大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において同項第一号の農作物の全部又は同項第二号の蚕繭の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済を行なわなければならないとする。

前項前段若しくは第七項の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二

号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第七項の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なわなければならない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭をその農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることができる。また、前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部又は同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部を共済目的の種類として農作物共済又は蚕繭共済を行なうことができる。

その区域における水稲に係る病虫害の防止のため必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行なわれる見込があるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聞いて指定する農業共済組合の行なう農作物共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稲につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害(政令で定めるものを除く。以下同じ。)を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。

農業共済組合は、前項の申請をするには、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組

合(以下本条において合併組合という。)の全部又は一部が第三項に規定する農業共済組合であつたときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合のその合併当時における農作物共済及び蚕繭共済については、次の各号の区分により当該各号に掲げるところによる。

一 当該合併の際、合併組合のすべてにつき共通して農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていないときは、第一項の規定にかかわらず、その共通して行なわれていない共済事業と同種の共済事業は、行なわれない。

二 当該合併の際、合併組合のすべてが行なう農作物共済又は蚕繭共済において、共通してその共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共通して共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

三 当該合併の際、合併組合の一部につき(当該一部の組合が二個以上の組合であるときは、そのすべてに共通して)農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていない場合に、その他の合併組合の行なうその行なわれていない

共済事業と同種の共済事業において(当該その他の組合が二個以上の組合であるときは、当該共済事業において共通して)共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

四 前各号に掲げる場合を除き、前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済及び同項第二号の蚕繭のすべてを共済目的の種類とする蚕繭共済を行なう。

農業共済組合が合併した場合において、合併組合の全部が当該合併の際第四項の規定による指定を受けていた農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の時において、同項の規定による指定を受けたものとする。

農業共済組合が合併する場合(その一部が第四項の規定による指定を受けている農業共済組合である場合に限る。)において、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき、当該合併後最初に始まる第百十條第一号に掲げる期間から病虫害を共済事故としないこととする

ときは、その合併しようとする農業共済組合が、共同して、主務大臣に対し当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合について同項の規定による指定をすべき旨の申請をすることができ、この場合においては、その合併しようとする農業共済組合は、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

第六項及び前項後段の総会の議決には、第四十三條第二項の規定を準用する。

この法律に規定するもののほか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手續及び当該農業共済組合又は第四項の規定による指定を受けた農業共済組合が合併した場合の合併組合についての農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る経過措置に関し必要な事項は、命令で定める。

第八十五條の三第三項中「二以上」を「二個以上」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八十五條の三の二 市町村の共済事業の実施に關する條例には、第三十條第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に關する事項を規定しなければならない。

第八十五條の四第一項中「前条第四項」を「第八十五條の三第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「家畜共済関係」を

業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に關し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他省令で定めるものを農業協同組合に委託することができ、

農業協同組合は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

第八十六条に次の一項を加える。

第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稲に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合だけ減額して定めるものとする。

第八十七条の二第二項中「第七項」を「以下本条に改め、同条第二項中「これを」と「滞納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金を」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

農業共済組合は、定款の定めるところにより、共済掛金等を滞納

する者から、滞納に係る共済掛金等の額百円につき一日三銭の割合をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は」に、「一年間」を「三年間」に改める。

第四百四条第一項中「第一号資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第四百四条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第三項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」及び「以下農作物共済等資格者」という。を削り、「当該公示に係る」と「で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者という。）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者（命令の定めるところにより共済事業の

実施に關する条例で定める者を除く。）で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者という。）と当該公示に係る」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条

第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物又は蚕繭に關する耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なっていない場合において、その行なっていない共済事業についての農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者については、この限りでない。

第四百四条第四項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者（前項但書に規定する者を除く。）を農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者に、同項本文を「前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、同項但書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。

第四百四条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない第一号加入資格者又は第二号加入資格者が、当該農業共済組合が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物又は蚕繭に關する耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種

類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物又は蚕繭の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

第八十五条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者が、当該市町村が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物又は蚕繭に關する耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用

八二八

の農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作

物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済又は蚕繭

共済の共済関係の存する者が、当該農業共済組合の組合員たる第十五条第一項第一号若しくは第二号

に掲げる者又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する同項第一号若しくは第二号に掲げ

る者（第四百四条第五項の条例で定める者を除く。）たる地位を失わずに、その他の共済目的の種類たる

農作物又は蚕繭のいずれについて
も耕作又は養蚕の業務を営む者で
なくなつたときは、その時に、当

該共済關係は、消滅するものとする。

農業共済組合との間に農作物共

る者が、組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号又は第二

号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第百四条の五第一項を次のように改める。

組合等との間に農作物共済又は

蚕繭共済の共済関係の存する者は、その営む第八十四条第一項第一号の農作物ごと又は同項第二号

の蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模が第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基

準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物又は蚕繭につ

昭和三十三年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その二) 農業災害補償法の一部を改正する法律案

目的とする「を」保険する事業を行なうに改める。

第二百二十二条中「その組合員又は農作物共済等資格者」を「その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者」に、「共済関係が成立したときは、これに因つて」を「蚕繭共済、家畜共済又は任意共済の共済関係が存するときは、」に、「保険関係が成立する」を「当該共済関係につき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者との間に農作物共済の共済関係が存するときは、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第二百二十三条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及びその組合員たる組合

等ごとに、左の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額(以下通常責任共済金額という)を差し引いて得た金額

ロ 通常責任共済金額に政令の定めるところにより主務大臣が定める割合(以下通常責任保険歩合という)を乗じて得た金額

第二百二十三条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第二百二十四条中「保険料率」を「蚕繭共済、家畜共済及び任意共済に係る保険料率」に、「次条第一項第二号ロ」を「次条第一項第三号ロ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに、左の金額を合計したものである。

一 総共済金額に農作物異常共済掛金基準率(第八十五条第四項(第八十五条の七)において準用する場合を含む)の規定により

水稲につき病虫害を共済事故としない組合等が水稲につき支払うべき保険料については、農作物異常共済掛金基準率から、その率に第三十六条第一項の主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額

二 共済掛金(前号に規定する組合等が水稲につき支払うべき保

険料については、第八十六条第二項の規定による減額後の共済掛金の合計金額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

第二百二十五条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「死傷病傷共済」を「死傷病傷共済に係るもの」に、「生産共済」を「生産共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに左の金額

イ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額以下である場合に於ては、総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

ロ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合に於ては、そのこえる部分の金額と通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

第二百二十五条第二項中「前項第二号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第二百二十七条第一項中「共済関係が成立したときは、」を「省令の定めるところにより定期に、」に、「当該

共済関係に関する事項」を「対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項」に改める。

第二百三十二条中「第八十七条の二第一項及び第六項」を「第八十七条の二第一項、第六項及び第七項」に改める。

第二百三十二条の二中「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者(第四百四条第五項の条例で定める者を除く)」に改める。

第二百三十四条中「前条の保険関係が成立したときは、これに因つて」を「農作物共済又は家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、」に、「再保険関係が成立する」を「当該保険関係につき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存する」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会とその組合員との間に蚕繭共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第二百三十五条第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に、「定める率」を「定める割合」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類」ごとに当

該共済目的に係る総保険金額のうち、その「を」種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、」に、「通常標準被害率」を蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第二百三十六条 政府の農作物共済に係る再保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額に農作物異常共済掛金基準率(第八十五条第四項(第八十五条の七)において準用する場合を含む)の規定により水稲につき病虫害を共済事故とし、組合等の農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき農業共済組合連合会が支払うべき再保険料については、農作物異常共済掛金基準率から、その率に病虫害に

対応する部分の割合として主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

政府の蚕繭共済に係る再保険料は、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に、蚕

蘭異常共済掛金標準率と蚕繭超異常共済掛金標準率とを合計して得た率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

政府の家畜共済に係る再保険料率は、農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料率と同率とする。

第百三十七条第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類」とし、当該共済目的に係る総支払保険金のうち、当該共済目的に係る「種類たる蚕繭」と及び農業共済組合連合会とに、その総支払保険金の金額から、当該蚕繭に係る「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を越える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第百三十八条第一項中「再保険関係が成立したときは、」を削り、「再保険関係に関する事項を主務大臣に」とを主務大臣に対し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に關し必要な事項をに改める。

第百四十三条の二第二項中「第二十九條第一項及び」を削る。

第百四十四条中「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。

第百四十五条の二を第百四十五条の三とし、第百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十五条の二 農業共済組合連合会は、第百二十一條第二項の規定により行なう事業によつてその組合員に対して負う責任及び第百三十二條の二第一項の規定により行なう事業によつて同項に規定する者に対して負う責任を農業協同組合法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会（全国の区域をその地区とするものに限る。）の共済に付することができ

第百四十七條第三号中「の目的でない事業をしたときは、」が法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき」に改める。

第百五十條の二 国庫は、当分の間、牛又は馬を所有し、又は管理する者が当該家畜を死産病傷共済に付することを円滑にするため、毎會計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該家畜を死産病傷共済に付している組合員等又はこれらの組合員等の構成する団体に対し、交付金を交付することができる。

前項の交付金に相当する金額は、毎會計年度予算で定めるところにより、一般會計から農業共済再保険特別會計に繰り入れる。附則の次に別表として次のように加える。

別表

一 水稻

区	分	割合	合
○・一以下の部分	○・一をこえ、○・二以下の部分	百分の五十	
○・二をこえ、○・三以下の部分	○・三をこえ、○・四以下の部分	百分の五十五	
○・四をこえ、○・五以下の部分	○・五をこえ、○・六以下の部分	百分の六十	
○・六をこえ、○・七以下の部分	○・七をこえ、○・八以下の部分	百分の六十五	
○・八をこえ、○・九以下の部分	○・九をこえ、○・一以下の部分	百分の七十	
○・一をこえ、○・二以下の部分	○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の七十五	
○・三をこえ、○・四以下の部分	○・四をこえ、○・五以下の部分	百分の八十	
○・五をこえ、○・六以下の部分	○・六をこえ、○・七以下の部分	百分の八十五	
○・七をこえ、○・八以下の部分	○・八をこえ、○・九以下の部分	百分の九十	
○・九をこえ、○・一以下の部分	○・一をこえ、○・二以下の部分	百分の九十五	
○・二をこえ、○・三以下の部分	○・三をこえ、○・四以下の部分	百分の百	

二 陸稻

区	分	割合	合
○・二以下の部分	○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の五十	
○・三をこえ、○・四以下の部分	○・四をこえ、○・五以下の部分	百分の五十五	
○・五をこえ、○・六以下の部分	○・六をこえ、○・七以下の部分	百分の六十	
○・七をこえ、○・八以下の部分	○・八をこえ、○・九以下の部分	百分の六十五	
○・九をこえ、○・一以下の部分	○・一をこえ、○・二以下の部分	百分の七十	
○・一をこえ、○・二以下の部分	○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の七十五	
○・三をこえ、○・四以下の部分	○・四をこえ、○・五以下の部分	百分の八十	
○・五をこえ、○・六以下の部分	○・六をこえ、○・七以下の部分	百分の八十五	
○・七をこえ、○・八以下の部分	○・八をこえ、○・九以下の部分	百分の九十	
○・八をこえ、○・九以下の部分	○・九をこえ、○・一以下の部分	百分の九十五	
○・九をこえ、○・一以下の部分	○・一をこえ、○・二以下の部分	百分の百	

三 麦

区	分	割合	合
○・二以下の部分	○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の五十	
○・三をこえ、○・四以下の部分	○・四をこえ、○・五以下の部分	百分の五十五	
○・五をこえ、○・六以下の部分	○・六をこえ、○・七以下の部分	百分の六十	
○・七をこえ、○・八以下の部分	○・八をこえ、○・九以下の部分	百分の六十五	
○・九をこえ、○・一以下の部分	○・一をこえ、○・二以下の部分	百分の七十	
○・一をこえ、○・二以下の部分	○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の七十五	
○・二をこえ、○・三以下の部分	○・三をこえ、○・四以下の部分	百分の八十	
○・三をこえ、○・四以下の部分	○・四をこえ、○・五以下の部分	百分の八十五	
○・四をこえ、○・五以下の部分	○・五をこえ、○・六以下の部分	百分の九十	
○・五をこえ、○・六以下の部分	○・六をこえ、○・七以下の部分	百分の九十五	
○・六をこえ、○・七以下の部分	○・七をこえ、○・八以下の部分	百分の百	

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年二月一日から施行する。ただし、第百五十條の二の改正規定及び附則第九條の規定並びに附則第十一條中農業共済再保険特別會計法（昭和十九年法律第十一号）第二十一條を改める部分の規定は、公布の日から施行する。

(農作物共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に関する経過措置)

第二条 改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第十二條、第十三條、第百六條から第百九條まで及び第百三十四條から第百三十七條までの規定は、水稻、陸稻及び蚕繭（以下「水稻等」という。）については昭和三十九年産のものから、麦については昭和四十年産のものから適用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稻等及び昭和三十九年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法（以下「旧法」という。）第十二條、第十三條、第百六條、第百七條、第百九條及び第百三十四條から第百三十七條までの規定の例によるものとする。

第三条 新法第百二十二條から第百二十五條までの規定は、水稻及び陸稻については昭和三十九年産のものから、麦については昭和四十年産のものから適用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稻及び陸稻並びに昭和三十九年以前の年産の麦については、なお旧法第百二十二條から第百二十五條までの規定の例によるものとする。

昭和三十一年五月三十一日 衆議院會議録第二十八号(その二) 農業災害補償法の一部を改正する法律案 議案に関する報告書

(農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に旧法の規定により組合等(新法第十二條第二項の組合等をいう。以下同じ)とその組合員等(同条第一項の組合員等をいう。以下同じ)との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その組合員等の営む新法第十五條第一項第一号又は第二号の業務の区分により新法の規定による農作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又はそのいずれか一の共済関係として、当該組合等とその組合員等との間に引き継ぎ存するものとみなす。(保険事業の保険関係に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に旧法の規定により農業共済組合連合会とその組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る新法(農作物共済の共済関係に係るものにあつては、附則第三條の規定によりその例によるものとされる旧法第二百二十二條)の規定による保険関係として、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に引き継ぎ存するものとみなす。(再保険事業の再保険関係に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に旧法の規定により政府と農業共済組合連合会との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る再保険関係は、附則第二條の規定によりその例によるものとされる

旧法第三百三十四條の規定による再保険関係として、政府と当該農業共済組合連合会との間に引き継ぎ存するものとみなす。(農作物共済等を行なわない組合等に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に旧法第八十五條第一項(旧法第八十五條の七において準用する場合を含む)の命令で定める場合に該当して、農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類たる農作物ごと又は蚕繭ごとに、一の農作物又は蚕繭につき農作物共済又は蚕繭共済を行なわない組合等については、新法第八十五條第二項前段(新法第八十五條の七において準用する場合を含む)の規定により、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該農作物又は蚕繭を共済目的の種類としなものとみなす。

この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において、その共済目的の種類たる農作物の全部又は蚕繭の全部を共済目的の種類としなものとみなすときは、新法第八十五條第二項後段(新法第八十五條の七において準用する場合を含む)の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なわないものとみなす。(共済掛金等に係る権利の時効に関する経過措置)

第八條 この法律の施行の際現に存する旧法第八十八條(旧法第三百三十二條及び第四百三十二條において準用する場合を含む)に規定する権利の時効については、なお従前の例による。

(乳牛加入奨励金に関する経過措置)

第九條 旧法第五十條の二第一項の規定による補助金で昭和三十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

(農作物共済に係る共済掛金率の変更に伴う補助金の交付)

第十條 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、新法の適用により共済掛金率の変更を行なつた組合等で政令で定めるものの組合員等に対し、当該変更後の共済掛金率のうちの組合員等の負担に係る部分の増加の割合を基礎として政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。

2 前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、当該組合員等に交付するのに代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合等に交付し、当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の一部に充てるため農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

3 第一項の補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

第十一條 農業共済再保険特別会計

法の一部を次のように改正する。

第三條中「交付金」の下に、「同法第十四條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を加える。

第二十條中「農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第九十四號)第九條ノ規定ニ依ル」を「農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百一十號)附則第十條第一項ノ」に改める。

第二十一條中「第百五十條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を「第百五十條の二第一項ノ交付金」に改める。

(農業共済基金法の一部改正)

第十二條 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらも存しない者を」を「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済の共済関係のいずれも存しない者を」、「及び蚕繭共済の共済関係又は」を、「蚕繭共済又は」に、「第八十五條の三第四項又は第六項」を、「第八十五條の三第三項又は第五項」に、「第百四條第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済を」を「第百四條第五項の規定により農作物共済又は蚕繭共済」に改め、同条第五項中「第八十七條の二第七項」を「第八十七條の二第八項」に改める。

第四十九條第一項中「第八十五條の三第四項又は第六項」を「第八十五條の三第三項又は第五項」に、「第百四條第三項」を「第百四條第五項」に改める。

「第百四條第三項」を「第百四條第五項」に改める。

五項に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第二項中「第百四條第三項」を「第百四條第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

理由

最近における農業災害の発生状況及び農業経営の変化に対応して、農作物共済について、てん補内容の充実、共済掛金率の算定方法及び国庫負担の方式の改善、農業共済組合等の負う共済責任の範囲及び共済関係の任意成立の範囲の拡大等の措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業技術の進歩、生産基盤の整備等によつて農業災害の発生状況も、いづるしく変化し、現在の農業災害補償制度は農村の実情にあわぬ面が多くなつてきたので、米麦等農作物共済を中心に制度の抜本的な改正をはかることとするものであつて、その主な内容は、農業共済組合等の農作物の共済責任を拡充すること。国一的強制加入方式を緩和すること。農作物共済の損害補てん内容の充実をはかること。農作物共済の共済掛金率の算定と共済掛金の国庫負担方式の合理化をはかること。水稻の病虫害の共済事故除外とこれに対応した

共済掛金の割引を行なうこと及び任意共済に関する制度の改正を行なうこと等である。

二 議案の可決理由

現在の農業災害補償制度は、農村の実情にあわない面が多く、制度運営の現状を早急に改善する必要がある。また、制度改正は農民の多年の要望でもあるので、本案は、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党の足鹿覺君外十一名より、組合等は、共済責任のうち通常標準被害率に対応する部分は、原則として手持ち責任とし、事情により三割の範囲内で都道府県農業共済組合連合会に付保することができるとすること。組合等は、その支払不足額につき、農業共済基金より融資又は債務保証を受けることができるとこと等を内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して重政農林大臣から「修正案の各事項は、農業災害補償制度の根幹にふれる事項もしくは予算の大幅な増額を必要とする事項または必ずしも法律の規定を必要としない事項もあり、いずれも慎重に検討を要するので、にわかに修正案には賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十八年五月二十八日

農林水産 長谷川四郎
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

